

JAS法における有機酒類の表示例

【表ラベル】

ORGANIC WINE
○○WINERY

【裏ラベル】

名称 有機ワイン

品目 果実酒

輸入者 国税株式会社

所在地・引取先 東京都千代田区霞が関3-1-1

内容量 750ml

アルコール分 12%

原産国名 カナダ

お酒は二十歳になってから



認証機関名
認証番号

【製造等の要件】

(原材料)

有機JAS格付の有機農産物等を95%以上使用

(添加物)

有機JAS規格別表1-2に定める添加物であって製造に必要な最小限量

(製造工程管理)

有機加工食品の日本農林規格に定める製造の方法

【説明会補足事項】

有機JASマークを表示する場合、その商品の一般的な名称の前後に「有機」又は「オーガニック」と表示する必要があります。説明会当日の資料においてこちらの項目の記載及び説明が不足しておりましたので、補足します。

説明会当日にオンラインチャットでいただいたご質問のうち、未回答分への回答①

【質問1】

JASマークの表示がなく「有機」「ORGANIC」の表示のある酒類を2025年9月以前に出荷し、2025年10月以降に販売先において販売されることを予定している場合、どのような取扱いになりますか。

【回答1】

JAS法に基づく手続は不要です。2025年9月以前に酒類の製造場から移出又は保税地域から引き取られたJASマークの表示が無い「有機」「ORGANIC」の表示のある酒類については、表示の適否を国税庁告示に基づき判断することとなります。

【質問2】

2025年9月以前に輸入した海外の有機認証のある酒類を、2025年10月以降に販売する場合、「有機」「ORGANIC」の表示を抹消する必要がありますか。

【回答2】

特に「有機」「ORGANIC」の表示を抹消する必要はありません。2025年9月以前に保税地域から引き取った酒類については、表示の適否を国税庁告示に基づき判断することとなります。

【質問3】

酒類にJASマークの表示を行わない場合は、JASの申請手続きは不要ということでしょうか。

【回答3】

JASマークの表示を行わない場合は、商品に「有機」「ORGANIC」といった表示をすることができません。JASマークの表示を行わない場合、商品の「有機」「ORGANIC」といった表示を抹消する必要があります。

説明会当日にオンラインチャットでいただいたご質問のうち、未回答分への回答②

【質問4】

USDAオーガニックマークの表示のある商品に、例えば商品名やキャッチコピーの表記として「ORGANIC」の表示がある場合、有機JASマークの表示が必要ということでしょうか。

【回答4】

ご認識のとおり、有機JASマークの表示が必要です。

【質問5】

2025年10月以降、JASマーク及び「有機」「ORGANIC」の表示のない商品を輸入し、取引先に販売した後、その取引先が、その商品をオーガニックのポップ広告の表示のある売りに並べた場合、その商品を輸入した事業者は何か処分を受けますか。

【回答5】

輸入した事業者は特に処分の対象とはなりません。
ただし、オーガニックのポップ広告のある売りに有機の表示のない商品を陳列した取引先は、不当景品類及び不当景品表示防止法の規制の対象となる場合があります。